

# 令和4年度 関与団体点検調書

令和4年6月1日現在

団体番号	122		団体名 (公財)北海道暴力追放センター	調書作成 責任者	公安委員会 捜査第4課					
種別	公益財団法人				捜査第四課長 警視 渡邊 友之					
				担当係又はグループ名 内線番号	暴力団排除係 011-251-0110 (内線4482)					
設立(登記)年月日		H24.4.1(H4.4.1)	新規・継続の別		継続					
設立 経緯	暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」)の施行を受け、同法に基づく民間の暴力排除組織を設立するため、当時北海道の外郭団体として30年以上活動してきた「北海道暴力追放運動推進協議会」を道と道内各市町村及び民間がそれぞれ約5億円を出るることにより発展的に解消させ、平成4年4月4日に財団法人として設立したもの。なお、民間企業や個人からの寄附金である5億2,171万7千円にあっては、一旦道の歳入とした後、道の純粋な出る金である5億円とともに、その合計額が出るされている。新たな公益法人制度に対応し、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。									
	設立 目的	暴力団員等による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員等による不当な行為についての相談事業、暴力団員等による不当な行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、暴力団員等による不当な行為の防止及びこれによる被害者の救済を図り、もって安全で住み良い北海道の実現に寄与することを目的とする。								
事業 内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るために広報活動を行うこと</li> <li>・暴力団員等による不当な行為の予防に関する個人又は団体の活動を助けるとともに、その相談に応ずること</li> <li>・少年に対する暴力団等の影響を排除するための活動を行うとともに、少年補導員に対しその活動に必要な研修を行うこと</li> <li>・暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと</li> <li>・公安委員会の委託を受けて事業所の責任者に対し、不当要求による被害を防止するための講習を実施すること</li> <li>・暴力団対策法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること</li> <li>・暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと</li> <li>・暴力団等の動静及び資金源活動に関する調査と情報収集活動を行うこと</li> <li>・その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>								
	所在地	〒 060-0003	市町村名 札幌市	それ以下 中央区北3条西7丁目1番1 北海道庁緑苑ビル府舎1階						
連絡先	TEL 011-271-5982	FAX 011-271-5987	E-mail							
URL	<a href="http://h-botsui.or.jp/">http://h-botsui.or.jp/</a>									
代表者	職名 理事長	氏名 吉川 正也	勤務形態		非常勤	道退職者・その他の別				
道の関与 (千円)	出資・出るの 日、金額及び比率	補助金等の 総額及び比率	道職員の派遣 開始日・人数	道立施設の指定管理者業務 を行う場合はその施設の名称						
	H4.4.3	(R3決算)	(開始日)							
	1,021,717	3,973								
	68.0%	8.1%	0 人							
組織 (人)	区分	常勤	うち 道派遣	うち 道退職者	非常勤	うち 道兼職	合計	基本財産等への出資状況 出資・出る者、金額及び比率 (千円)		
								筆頭	北海道	
	役員	理事・取締役	1	1	11		12	1,021,717	68.0%	
	監事・監査役				2		2			
	職員	管理職					0			
	一般職	計	9	8			9			
	計	10	0	9	13	0	23			
基本財産等 (千円)	区分	全 体	道出資等分	比率	道補助等		第4位			
					筆頭	北海道				
	財団法人基本財産	1,501,750	1,021,717	68.04%			第5位			
	基 金 合 計	117,850		0.00%	14,605		備考			
計	1,619,600	1,021,717	63.08%	14,605						
道費の状況 R4年度	補助金等総額	経費区分		道予算額		うち一般財源(道債を含む)	※備考欄は道の出資等順位が6位以下の場合に道の順位等を記載すること			
				5,518		2,759				
		補助金					遊休財産等			
		交付金					遊休財産			
	負担金					区分	財産額(千円)	保有制限		
	委託料		5,518		2,759	R1年度末	27,054	保有制限内		
当初予算額 (千円)	区分		貸付金	損失補償		債務保証	損失補償・債務保証総額			
	R4年度予算(限度額)						0			
	R3年度末の債務残高						0			
	累計額		0	0		0	0			
	基本財産等の計に占める損失補償・債務保証総額の割合							0.0%		

付表1

[ 団体番号: 122 ]

団体名:(公財)北海道暴力追放センター

]

整理番号	補助金等又は 貸付金の事業名	開始 年度	R3節区分			道立 管 理 運 營 施 設 の	令 和 元 年 度 決 算 額 (一般財源)	令 和 2 年 度 決 算 額 (一般財源)	令 和 3 年 度 決 算 額 (一般財源)		
			18 節	12 節	20 節						
			補 助 金 金 額	交 付 金 額	負 担 金 額	委 託 料 額	貸 付 金 額				
1	不当要求防止責任者講習委託事業	H5			●		4,758 (2,379) 随意契約	4,700 (2,350) 随意契約	3,973 (1,987) 随意契約		
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
計			0	0	0	1	0	0	4,758 (2,379)	4,700 (2,350)	3,973 (1,987)

(千円)

法人の当期支出総額	51,246	49,686	48,837
-----------	--------	--------	--------

(千円)

道の 財政的 関与の 状況 決算額	補 助 金	0	0	0
	交 付 金	0	0	0
	負 担 金	0	0	0
	委 託 料	4,758	4,700	3,973
	補助金等合計	4,758	4,700	3,973
	貸 付 金	0	0	0
	総 計	4,758	4,700	3,973
補 助 金 等 比 率		9.2%	9.4%	8.1%
50%以上		-	-	-

※委託料については競争性のない随意契約の額のみを記載

※一般財源については道債を含む額を記載

【仕組債の保有状況】 ※道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。

(千円)

保有銘柄数	取得時期	償還時期	簿価額合計 (R3年度末現在)	時価額合計 (R3年度末現在)	評価損益額合計 (R3年度末現在)
0					0

## 付表2

[ 団体番号: 122 ]

団体名: (公財)北海道暴力追放センター

]

## 団体の適正運営（株式会社は記載不要）

- 団体の最高決定機関や理事会は適正に運営されているか。

【  はい     いいえ     その他    [ 備考 書面決議 ] ]

(チェックポイント)

●社員総会や評議員会は、法令や定款に基づき、定期的に開催し、適正に運営されているか。  
招集手続きや決議、議事録作成(署名・捺印を含む。)などを適正に行っているか。

【開催回数】 年 1 回開催

●理事会は、法令や定款に基づき、定期的に開催し、適正に運営されているか。  
招集手続きや決議、議事録作成(署名・捺印を含む。)などを適正に行っているか。

【開催回数】 年 2 回開催

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

- 団体に必要な諸規程を整備し、これに基づき適正に業務を行っているか。

【  はい     いいえ     その他    [ 備考 ] ]

(チェックポイント)

●会計に関する規程や給与等に関する規程などを整備し、これに基づく手続きに従い適正に会計事務を執行しているか。

★国又は道からの補助金等に係る団体が行う契約について、競争性・透明性を確保することを原則として道に準じた規定を整備するなど適正な契約事務の執行に努めているか。

★入札の監視を行うための外部有識者や監査人等を委員とした入札監視委員会を設置するなど、入札の公正性、透明性、経済性を確保するよう努めているか。

★公益法人のうち、道が資本金等の2分の1以上を出えんしている法人は、役職員の報酬・退職金等について、地方公務員(北海道職員等)の給与等の水準と比べて不适当に高額に過ぎないよう留意するほか、役員の在任年齢に関する規程を整備するよう努めているか。(役職員の報酬・退職手当等に関する規程の提出を求めるこ)

【整備済の規程】※整備済の規程がある場合は□にレを記入すること

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 役員報酬規程 | <input checked="" type="checkbox"/> 職員給与規程 | <input checked="" type="checkbox"/> 役職員退職手当規程 |
| <input type="checkbox"/> 事務決裁規程            | <input checked="" type="checkbox"/> 旅費規程   | <input checked="" type="checkbox"/> 会計規程      |
| <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則   | <input type="checkbox"/> 文書管理規程            | <input checked="" type="checkbox"/> その他       |

役員選任規程（役員の在任年  
齢を規定したものと含む）  
契約に関する規程（入札に関す  
る規定をしたものと含む）  
(  
賛助会員規定、基本財産運用規程、事業強化基金規  
程、事務局規程、臨時職員任用規程、見舞支給事業  
規程、離脱者雇用奨励金支給事業規程

※「その他」欄にはその他に整備済の規程がある場合にその規程の名称をすべて記載すること

- 監査体制が整備され、適切に監査などが実施されているか。

【  はい     いいえ     その他    [ 備考 ] ]

(チェックポイント)

●公益法人においては、外部監査を導入若しくは公認会計士や税理士あるいは経理事務精通者を監事に選任しているか。

●監事は最高決定機関や理事会への出席義務・報告義務(理事の不正行為や法令又は定款に違反する事実など)を果たしているか。

★内部監査や部内検査は、適切に行われているか。

【実施方法】 事業報告書、賃借対照表等について、帳簿その他の関係書類を審査する。

【実施回数】 年 1 回実施

【指摘・指導事項とその対応】指摘・指導事項なし

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

- 出納事務等に係るチェック体制が整備されているか。

【  はい     いいえ     その他    [ 備考 ] ]

(チェックポイント)

●通帳と印鑑を別々に管理するなど担当者の判断のみでは預金の出し入れができないような体制にしているか。  
また、日常的な資金管理に当たっては使途や目的が明らかでないものがあるなど必要以上に預金口座を設けていないか。

●経理担当者以外の責任者が定期的又は隨時に現金・預金の残高等を確認しているか。

●交際費については、執行できる場合や限度額等を定めるとともに、飲食等のあった年月日、場所、相手方、人数を記載した書面により、必要な支出か否かを事前事後にチェックするシステムを構築しているか。

★道からの補助金等は、必要に応じ区分経理をするなど、出納の明確化に努めているか。

- 支部を含めた内部統制機能の充実が図られているか。※支部を有する団体のみ記載すること。

【  はい  いいえ  その他 ] 備考

】

(チェックポイント)

- 各支部の事業や会計を把握するとともに、支部までを含めた監事監査を実施しているか。

- 財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュフロー計算書)は眞実な内容を明瞭に記載しているか。  
※道と連結決算の対象となる団体のみ記載すること。

【  はい       いいえ       その他 ] 備考

】

(チェックポイント)

- 適切な会計基準を採用しているか。
  - 財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されているか。
  - 会計処理の原則及び手続き並びに財務諸表の表示方法は、毎事業年度これを継続して適用し、みだりに変更していないか。
  - 資産・負債については、法令や会計基準に則った評価を行っているか。

【財務諸表に対する注記】 ※直前の決算年度分

区分	記載の有無			備考
	はい	いいえ	該当なし	
1 継続事業の前提に関する注記			○	
2 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針	○			
3 重要な会計方針の変更の理由及びその影響額			○	重要な会計方針を変更した場合
4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高	○			
5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳	○			
6 担保に供している資産			○	
7 当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高	○			固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合
8 当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高			○	債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合
9 保証債務(債務の保証を主たる目的事業とする法人を除く。)等の偶発債務			○	
10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○			
11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高			○	
12 基金及び代替基金の増減額及びその残高			○	
13 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳			○	
14 関連当事者との取引の内容			○	
15 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引			○	
16 重要な後発事象			○	
17 その他資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項			○	

※ 満期保有目的の債券：満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券

関連当事者：(1) 当該法人を支配する法人、(2) 当該法人によって支配される法人、(3) 当該法人と同一の支配法人をもつ法人、  
(4) 当該法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

補助金等:補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等(役務の対価としての委託費等は含まれない。)

重要な後発事象：決算日後に発生し、当該事業年度の財務諸表には影響しないが、翌事業年度以降の法人の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

【資産の評価】 ※直前の決算年度分					
区 分		はい	いいえ	該当なし	備 考
1 資産の貸借対照表価額は、取得価額を基礎として計上しているか。		○		△	
2 交換、受贈等によって取得した資産の取得価額は、取得時における公正な評価額としているか。				○	
3 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額を貸借対照表価額としているか。				○	
4 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額を貸借対照表価額としているか。		○			子会社株式 … 議決権の過半数を保有している場合の当該企業の株式 関連会社株式 … 議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該企業の株式
5 満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価を貸借対照表価額としているか。				○	
6 棚卸資産(商品、製品、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品など)については、取得価額(時価が取得価額よりも下落した場合は時価)を貸借対照表価額としているか。				○	
7 有形固定資産及び無形固定資産については、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を貸借対照表価額としているか。		○			
8 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き時価を貸借対照表価額としているか。(※減損処理→評価差額は正味財産増減計算書に計上されているか。)				○	著しく下落 … 帳簿価額から概ね50%を超えた場合

★公益法人以外の法人においては、これに準じた取扱いに努めているか。

○ 情報公開の内容が充実しているか。
【 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他    [ 備考 ] ]
(チェックポイント)
●公益法人は、認定法に基づき、役員報酬等の支給基準の公開、事務所への備え置きや閲覧への対応をしているか。
●公益法人は、認定法に基づき、業務及び財務等に関する資料を事務所に備え置き、一般的な閲覧に供しているか。
★道が資本金等の4分の1以上を出資又は出えんしている法人は、その職員数や給与に関する情報を公開するよう努めているか。
★公益法人は、業務及び財務等に関する資料をインターネットにより、常に最新の状態で適切な時期に公開するよう努めているか。
★公益法人以外の法人は、業務及び財務等に関する資料の公開について公益法人に準じた取扱いに努めているか。

公開情報		公開媒体	主たる事務所への備え置き	団体のホームページ	備 考
1 定款		○	○		
2 役員名簿		○	○		
3 社員名簿(社団法人のみ)		—	—		
4 事業報告書又は営業報告書		○	○		
5 決算関係書類(財務諸表)		○	○		
6 事業計画書		○	○		
7 予算関係書類		○	—		
8 役員の報酬・退職金の支給基準		○	—		
9 職員数に関する情報		—	—		
10 職員の給与に関する情報		—	—		

\*9及び10については道が資本金等の1/4以上を出資又は出えんしている法人のみ記載すること

- 財産(運用を目的とした債権及び預貯金)に関する安全な運用を徹底しているか。  
※道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人のみ記載すること。

【  はい     いいえ     その他 ] 備考 ]

(チェックポイント)

- 道の出えん等の運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法(例えば、国債、地方債、政府地方債など)で行っているか。
  - 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で財産の運用に当っているか。
  - 財産の運用に関し、基本的な考え方や最高決定機関などを明確にした管理運用規程を策定しているか。
  - 既に安全、確実とはいえない方法により運用している場合は、金利や為替、債権等の市場動向、発行体の経営状況などを常に把握し、途中売却の可能性などを検討しているか。(この場合、原則として、元本の毀損は避けること)。
- ★道の出えん等以外の財産の運用も、道の出えん等の運用に準じるなど慎重に行うよう努めているか。

単位:千円

	R元年度		R2年度		R3年度	
運用方法 ・金額	預貯金 (日常決済用の預貯金を除く)	341,547	預貯金 (日常決済用の預貯金を除く)	42,300	預貯金 (日常決済用の預貯金を除く)	42,300
	公共債	738,508	公共債	1,037,755	公共債	1,037,755
	その他債権	471,695	その他債権	471,695	その他債権	471,695
運用収入	22,853		23,068		22,550	
備 考						

※公共債とは国債、地方債、政府保証債をいう。

※備考欄は運用方法の大幅な変更や運用収入の大幅な増減があった場合に記載すること。

- 政治活動に関する寄附等は適切に取り扱われているか。

【  はい     いいえ     その他 ] 備考 ]

(チェックポイント)

- 道から補助金等や出資・出えんを受けている関与団体は、政治資金規正法により政治活動に関する寄附が制限されていることに留意しているか。
- 政治団体の主催する政治資金パーティーのパーティー券の購入を自粛しているか。

- 団体の適正運営に関し、改善が必要として指導等を行った場合には、その内容を記載すること。

付表3

[ 団体番号: 122 ]

団体名: (公財)北海道暴力追放センター

]

## 団体の健全経営

(千円)

	指標名	計算式等				2年度 (対前年比)	3年度 (対前年比)	所管部の所見
安全性・健全性	① 正味財産増減の状況はどうなっているか?	正味財産増減額 ※株式会社の場合は当期利益				-62	440	<input type="checkbox"/> 増加傾向 <input type="checkbox"/> 横ばい傾向 <input type="checkbox"/> 減少傾向 <input checked="" type="checkbox"/> 赤字(3年度が赤字) (理由)※減少傾向または赤字の場合 経費削減に努めているが、支出が収入を超えたため。
	正味財産の増減(当期利益)は、法人の経営状況を判断するうえで最も重視される数字で、法人の事業が順調に運営されているか否かを見る基本的指標であり、増加していることが望ましい。 ※公益法人については収支相償についても留意すること	正味財産	R元年度	R2年度	R3年度			
	正味財産増減額	-1,586	-1,648	-1,208				
	② 自己資本比率は改善しているか?(対前年度比)	自己資本比率=正味財産/総資産(資産)×100 ※株式会社の場合は資本/資産×100				0.0%	0.0%	<input type="checkbox"/> 改善している <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 改善していない
	総資産に占める自己資本の割合を示す。法人の財務内容が安全かどうかを知る上で重要な指標である。高ければ高いほど良い。	正味財産	1,639,923	1,638,275	1,637,067			(理由)※債務超過の場合は対応も記載すること
		総資産	1,641,778	1,640,327	1,639,426			
		自己資本比率	99.9%	99.9%	99.9%			
効率性	③ 借入金に依存していないか?	借入金額				0	0	<input type="checkbox"/> 借入金を受けていない <input checked="" type="checkbox"/> 依存していない <input type="checkbox"/> 依存している (借入金を受けている理由)
	恒常に借入金を受けてないかどうかの確認。恒常的な借入金がないことが望ましい。	短期借入金						
		長期借入金						
		借入金合計	0	0	0			
	④ 流動比率は改善しているか?(対前年度比)	流動比率=流動資産合計/流動負債合計×100				-239.6%	-390.8%	<input type="checkbox"/> 改善している <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 改善していない
	短期負債と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率。比率が高いほど返済能力があり経営の安全が保たれていることを表す。	流動資産	21,322	20,417	19,385			(理由)
		流動負債	938	1,004	1,180			
		流動比率	2273.1%	2033.6%	1642.8%			
効率性	⑤ 固定費は抑制されているか?(対前年度比)	固定費比率=固定費/経常費用×100				2.1%	1.2%	<input checked="" type="checkbox"/> 抑制されている(横ばいを含む) <input type="checkbox"/> 増加している
	固定費の経常費用に占める割合をいう。この数字が高いということは効率的な運営ができないことを意味する。	固定費	43,574	43,313	43,136			(理由、対応策)
	※固定費とは人件費、地代家賃、水道光熱費、消耗品費、支払利息、減価償却費、リース料、設備費などをいう。	経常費用	51,246	49,686	48,837			
		固定費比率	85.0%	87.2%	88.3%			
	⑥ 人件費は抑制されているか?(対前年度比)	人件費比率=人件費/経常費用×100				3.6%	1.3%	<input checked="" type="checkbox"/> 抑制されている(横ばいを含む) <input type="checkbox"/> 増加している
	人件費の合計額が経常費用に占める割合を示す財務指標である。この人件費率が大きければ大きいほど、法人にとって人件費の負担が重いことを示している。	人件費	37,073	37,735	37,702			(理由、対応策)
		人件費比率	72.3%	75.9%	77.2%			
効率性	⑦ 役員人件費は抑制されているか?(対前年度比)	役員人件費比率=役員人件費/人件費×100				-0.2%	0.0%	<input checked="" type="checkbox"/> 抑制されている(横ばいを含む) <input type="checkbox"/> 増加している
	人件費のうち何%が役員人件費に向かわれたかを示す。組織の効率性を見る指標の一つである。	役員人件費	5,414	5,419	5,419			(理由、対応策)
		役員人件費比率	14.6%	14.4%	14.4%			
		役員平均年収	4,600	4,600	4,600			

○ 計画的な経営が行われているか。【  はい     いいえ     その他 ( ) 】

(チェックポイント)

●中長期の経営計画や改善計画などを策定し、団体の計画的な経営を行っているか。

○ 団体の健全経営に関し、改善が必要として指導等を行った場合(債務超過や借入金の大幅な増加など)には、その内容を記載すること

## 団体の自立化

- 団体の目的や実施事業に対する社会的要請に変化はないか？また、道の施策推進における役割は明確か？  
前年度の点検調書で3つ目の選択肢(「設立時から劇的な変化があり、役割も不明確である」)を選択した団体については、その後の対応等についても記載すること

<input checked="" type="checkbox"/> 設立時から変化はなく、役割も明確である。	【主な変化の状況・要因・その後の対応等】
<input type="checkbox"/> 設立時から多少の変化があるが、役割は概ね明確である。	
<input type="checkbox"/> 設立時から劇的な変化があり、役割も不明確である。	

- 道からの補助金等(補助金、交付金及び負担金)について、さらなる縮減又は廃止をすることができないか？  
10年以上の長期に渡る補助金等がある場合は主な事業の名称等を記載すること  
また、前年度の点検調書で1つ目又は2つ目の選択肢(「廃止が可能」又は「縮減が可能」)を選択した団体については、その後の対応等についても記載すること  
※道から補助金等を受けている団体のみ記載すること

<input type="checkbox"/> 廃止が可能	【廃止又は縮減が困難な理由・その後の対応等】
<input type="checkbox"/> 縮減が可能	
<input type="checkbox"/> 廃止又は縮減は困難	
【主な10年以上の長期に渡る補助金等事業の概要】	
事業の名称	
開始年度	年度

- 道から団体に対する競争性のない契約方法による委託について競争性のある契約方法に変更することができないか？  
10年以上の長期に渡る競争性のない契約による委託がある場合は主な事業の名称等を記載すること  
また、前年度の点検調書で1つ目又は2つ目の選択肢(「すべて委託について競争性のある契約方法に変更が可能」又は「一部の委託について競争性のある契約方法に変更が可能」)を選択した団体についてはその後の対応等についても記載すること  
※道からの競争性のない契約による委託がある団体のみ記載すること

<input type="checkbox"/> すべての委託について競争性のある契約方法に変更が可能	【競争性のある契約方法に変更が困難な理由・その後の対応等】
<input type="checkbox"/> 一部の委託について競争性のある契約方法に変更が可能	
<input checked="" type="checkbox"/> 競争性のある契約方法への変更是困難	この講習は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」により、都道府県暴力追放運動推進センターが都道府県公安委員会の委託を受けて行うこととなっているが、北海道では「公益財団法人北海道暴力追放センター」以外に都道府県暴力追放運動推進センターとして指定されている団体がないことから、競争性のある契約への変更はできない。
【主な10年以上の長期に渡る委託事業の概要】	
事業の名称 不当要求防止責任者講習委託事業	
開始年度 平成 5 年度	

- 道からの職員の派遣状況はどうか。また、派遣職員は最小限となっているか？  
前年度の点検調書で2つ目の選択肢(「早期引揚げが可能」)を選択した団体については、その後の対応等についても記載すること  
※道から職員を派遣している団体のみ記載すること

【派遣状況】	派遣人数 0 名	道からの派遣開始・終了予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
--------	----------	-----------------	---------------

派遣の目的

<input type="checkbox"/> すでに最小限となっている	【最小限と考える理由・その後の対応等】
<input type="checkbox"/> 早期の引揚げが可能	

- 今後も道からの出資・出えん等を継続する意義や必要性はあるか?  
 前年度の点検調査で3つ目の選択肢(「道からの出資・出えん等の必要性は薄れている」)を選択した団体については  
 その後の対応等についても記載すること  
 ※道から出資・出えん等を受けている団体のみ記載すること

<input checked="" type="checkbox"/> 道からの出資・出えん等の継続が必要  <input type="checkbox"/> 道からの出資・出えん等の意義は減少したが、一定程度の出資・出えん等の継続は必要  <input type="checkbox"/> 道からの出資・出えん等の必要性は薄れている	<b>【継続が必要な理由・その後の対応等】</b>  <b>暴力団対策という極めて公益性の高い目的により設立しており、また、法人の目的及び性格上、利益を追求する事業が極めて限られていることから、出えんを継続する必要がある。</b>
---	---

- 道からの出えん等については、その目的に沿って活用されているか?  
 前年度の点検調査で3つ目の選択肢(「出えん等の目的に沿わない活用をしている」)を選択した団体については  
 その後の対応等についても記載すること  
 ※道から出えん等を受けている公益法人等のみ記載すること

<input checked="" type="checkbox"/> 出えん等の目的に沿って活用している  <input type="checkbox"/> 一部については出えん等の目的に沿わない活用も見られるが概ね出えん等の目的に沿って活用している  <input type="checkbox"/> 出えん等の目的に沿わない活用をしている	<b>【出えん等の目的に沿わない活用をしている理由と返戻の方向性・その後の対応等】</b>
--	---

- 道からの出資、出えん等の必要性が薄れている団体について、その出資・出えん等を売却又は返戻をすることができるないか?  
 前年度の点検調査で1つ目又は2つ目の選択肢(「売却又は返戻が可能」又は「一部について売却又は返戻が可能」)を選択した場合はその後の対応等についても記載すること

<input type="checkbox"/> 売却又は返戻が可能  <input type="checkbox"/> 一部について売却又は返戻が可能  <input type="checkbox"/> 売却又は返戻は困難	<b>【売却又は返戻が困難な理由・その後の対応等】</b>
--	-------------------------------

- 道の施策推進などのために団体との意見交換や情報共有等を行っているか?

<input checked="" type="checkbox"/> 定期的又は随时に意見交換等を行っている  <input type="checkbox"/> 必要な場合は意見交換等を行っている  <input type="checkbox"/> 意見交換等は特に行っていない	<b>【意見交換等を行っている場合はその主な内容】</b>  <small>職員研修会～道警捜査四課員と各支局長を含めた暴追センター職員による、暴排業務の研修会(4月) 暴力追放相談委員研修会～道警捜査四課員、暴追センター職員及び嘱託相談員による暴力追放相談業務の研修会(8月)</small>
--	---

- 道からの補助金等、競争性のない契約方法による委託料、派遣職員数、出資・出えん金等が増加した場合又は増加する予定がある場合にはその内容を記載すること

<b>【指導事項】</b>	<b>【改善状況】</b>
---------------	---------------

- 本点検調査の作成に当たり団体へのヒアリングを実施した場合はその方法と実施年月日を記載すること

<b>ヒアリングの方法</b>	<b>団体に訪問しヒアリングを実施した。</b>
<b>ヒアリングの実施年月日</b>	<b>令和 4 年 6 月 16 日</b>